京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は，認知症により外出時に戻れなくなるおそれのある介護が必要な高齢者等（以下「対象高齢者」という。）を居宅において介護している家族等に対して，対象高齢者の位置を特定できる小型ＧＰＳ端末機（以下「専用端末機」という。）を貸し出し，行方が不明となった対象高齢者の現在位置を早期に把握し情報提供するサービス，又は，現在位置をスマートフォン等（以下「汎用端末機」という。）で検索できるサービスを提供し，対象高齢者の事故を未然に防止し，家族等が安心できる環境を整備することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「対象高齢者」とは，京都市内に住所を有し，かつ，居宅において日常生活を営む次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　介護保険法第１９条の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者で，認知症により居宅に戻ることができず行方不明となるおそれがある者

（２）　その他前号に規定する者と同等の状況にあると市長が認める者

（委託）

第３条　市長は，サービスの提供の決定及び取消し等本市が行う事務を除き，本事業に係る事務の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者（以下「事業者」という。）に委託して行う。

（対象者）

第４条　この要綱の規定によりサービスを利用することができる者は，各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　対象高齢者の３親等内の親族で，対象高齢者を介護する家族等

（２）　前号の規定に関わらず，市長が特に必要があると認めた場合

（利用申請等）

第５条　利用希望者は，高齢者あんしんお出かけサービス事業利用申請書（第１号様式）（以下「申請書」という。）及び同意書（第２号様式）に本市が発行した対象高齢者に係る介護保険被保険者証の写しを添えて，対象高齢者の住所地を所轄する区役所又は区役所支所の保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課（以下「所轄課」という。）を経由して市長に申請しなければならない。

２　市長は，前項の規定による申請があったときは，申請者及び対象高齢者の同意を得て，対象高齢者の行方不明となる恐れがある状態に関する状況及び申請者の生活保護法の規定による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付（以下「生活保護等」という）の受給状況を調査することができる。

（利用決定等）

第６条　市長は，利用希望者から前条の規定による申請があったときは，その内容を審査したうえで利用の可否を決定し，その旨を高齢者あんしんお出かけサービス事業利用決定等通知書（第３号様式）により通知する。

（サービスの提供方法）
第７条　市長は，事業者を通じて，前条の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し，利用者が選択した専用端末機及び附属品（以下「端末機等」という。）を貸与するとともに，高齢者等が他人にけがをさせたり他人の物を壊す等法律上の損害賠償責任を負った場合に備える日常生活賠償保険を付帯する（ただし，付帯を希望しない者を除く）。
２　専用端末機については，「問い合わせ検索型」と「自己検索型」の２種類とする。
３　利用者は，専用端末機を申請書に記載した対象高齢者に携帯させるものとする。
４　「問い合わせ検索型」端末の場合，事業者は，利用者から対象高齢者の位置探索の依頼があったときは，専用端末機から発信される電波を受信することによりその位置を特定するシステムを使用し，位置を探索する。専用端末機が当該システムの利用する電波網の範囲内にあり，対象高齢者の位置を把握することができたときは，利用者に位置情報を提供する。把握することができなかったときは，その旨を利用者に連絡する。
５　「自己検索型」端末の場合，利用者は，専用端末機から発信される電波を，汎用端末機を用いて受信し，対象高齢者の位置を探索する。
６　対象高齢者の位置探索を依頼又は実施することができる者は，利用者及び申請書に記載した探索登録者とする。

（端末機等の管理）
第８条　利用者は，貸与された端末機等を善良な管理者としての責任をもって管理するものとし，端末機等を利用目的以外に使用し，転貸し，改良し，又は担保に供してはならない。
２　利用者は，端末機等の全部又は一部をき損し，又は亡失したときは，速やかに所轄課に報告し，その指示に従わなければならない。

（費用の負担）
第９条　利用者は，端末機等が貸与された日（納品日）の属する月からサービスの利用が取り消された日の属する月の前月までの間，サービスの利用料金として月額１，５００円を事業者に支払わなければならない。ただし，端末機等が利用者に納品された月と同じ月に利用が取り消されたときは，利用者は１箇月分の費用負担を行うものとする。
２　本市は，事業者がサービスの提供に当たり必要とする費用から前項の規定により利用者が支払うべき金額を差し引いた額を事業者に支払うものとする。
３　前２項の規定に関わらず，利用者が生活保護等を受給しているときは，第１項に規定する金額を本市が事業者に支払うものとする。
４　利用者から第１０条第３号による届出があった場合は，届出があった日の属する月の翌月から利用者の費用負担額を変更する。

（届出）
第１０条　利用者は，次の各号の一に該当するときは，高齢者あんしんお出かけサービス事業利用者等異動届（第４号様式）により，速やかにその旨を所轄課を通じて市長に届け出なければならない。
（１）　利用者，対象高齢者又は探索登録者の氏名，住所，電話番号等に変更が生じたとき。
（２）　専用端末機の種類を変更するとき。
（３）　利用者に対して，生活保護等が開始され，又は廃止されたとき。

（４）　サービスの利用を終了しようとするとき。
（５）　対象高齢者が医療機関，介護保険施設等に入院又は入所し，居宅において日常生活を営むことが困難になったとき。
（６）　対象高齢者が京都市外に転出したとき。
（７）　対象高齢者が死亡したとき。

（利用の取消し等）
第１１条　市長は，前条第１項第４号から第７号のいずれかに係る届出があった場合，または各号のいずれかに該当した場合，高齢者あんしんお出かけサービス事業利用取消通知書（第５号様式）により，サービスの利用の取消しを行う。
（１）　利用者がこの要綱の規定に違反したとき。
（２）　利用者が偽りその他不正の手段によりサービスの提供を受けたとき。
（３）　利用者が正当な理由なく第９条第１項に規定する利用料金を支払わなかったとき。
（４）　その他サービスを提供することが不適当であると市長が認めたとき。
２　市長は，前条による届出がないまま，対象高齢者が，同条第１項第４号から第７号のいずれかに該当する状況となったことを把握した場合，サービスの利用を職権で取り消すことができる。
３　前項の規定によりサービスの利用を取り消された者は，第７条第１項の規定により貸与された端末機等を，所轄課を通じて市長に返還しなければならない。
４　利用を取り消された者は，利用の取消しを受けた日の翌日から起算して１年を経過する日まで，この要綱の規定によるサービスを利用することができない。

（不正利得の返還）
第１２条　偽りその他不正の手段によりこの要綱の規定によるサービスの提供を受けた者があるときは，市長は，その者へのサービスの提供に関して本市が第９条第２項または第３項の規定により事業者に支払った額に相当する額の全部又は一部をその者から返還させることができる。
２　対象高齢者が第１０条第１項第３号または第５号から第７号までの各号のいずれかに該当する状況となったにもかかわらず，同条による届出がないままサービスの提供を受け，そのサービス期間に対する第９条第２項または第３項に係る費用が生じた場合には，市長は，相当する額の全部または一部を利用者から返還させることができる。

（補則）
第１３条　この要綱に定めるもののほか，この事業の施行に関し必要な事項は，保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室長が定める。

附　則

この要綱は，平成１３年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１５年１月３１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１７年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２９年４月１日から施行する。

ただし，保健福祉センターに関する名称については，平成２９年５月８日までは従前のとおりとする。

附　則

この要綱は，平成３０年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和２年８月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正前の様式について，当面の間，改正後の様式と同様に取り扱う。

第１号様式（第５条関係）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用申請書

（宛先）　京　都　市　長			年　月　日	
申請者の住所 〒　－			フリガナ	
			申請者の氏名	（対象高齢者との関係　　）
緊急連絡先	電　話		携帯電話	
	ＦＡＸ		勤務先等電話	
生活保護等の状況	□ 受給している		□ 受給していない	

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第５条第１項の規定により，下記のとおり申請します。

対象高齢者の状況	フリガナ		生年月日	年　月　日
	氏　名		介護保険被保険者証番号	
	住　所	□ 申請者と同じ 〒　－		
	行方不明の状況	①行方不明になったことが実際に　□ ある　□ ときどきある　□ ない ②外出すると戻れない恐れが　□ ある　□ ときどきある　□ ない ③一人で出たがることが　□ ある　□ ときどきある　□ ない		
端末機種		□ ＧＰＳ（**問い合わせ検索型**）　□ ＧＰＳ（**自己検索型**）　□ 試験希望		

探索登録者	フリガナ		電　話		携帯電話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　　）	ＦＡＸ		勤務先等電話	
	フリガナ		電　話		携帯電話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　　）	ＦＡＸ		勤務先等電話	
	フリガナ		電　話		携帯電話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　　）	ＦＡＸ		勤務先等電話	

注１　該当する□にレ印を記入してください。
　２　この申請書には，本市が発行した対象高齢者の介護保険被保険者証の写しを添付してください。

【申請者同意欄】

□　京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業を利用するに当たり，対象高齢者に係る介護保険調査票等の状況，また，申請者(利用者)に係る生活保護法の規定による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付の受給状況を調査されること及び別添の同意書(第２号様式(第５条関係))に記載の事項に同意します。

【対象高齢者同意欄】

□　私は，心身の状況，置かれている環境に応じた適切な介護，福祉サービスの提供を受けるため，対象高齢者に係る京都市が実施する高齢者保健福祉サービスの受給情報及び家族等が申請人となる高齢者保健福祉サービスの利用に関する情報について，京都市から居住地域を担当する「地域包括支援センター」(京都市が高齢者を総合的に支援するために事業運営を委託している介護保険法上の公的な機関)へ提供することに同意します。

※本サービスには，日常生活賠償保険が付帯されております。
日常生活賠償保険の付帯を希望されない場合は，右の□に✔を記入してください。　→　□

＜京都市記入欄＞

要介護状態区分	□ 非該当	□ 要支援	□ 要介護	□申請中	
介護保険調査票の状況	□ 認知症による「徘徊」症状を認める		□ 「徘徊」症状を認めない		
その他関係書類の状況	□ 認知症による「徘徊」症状を認める		□ 「徘徊」症状を認めない		
生活保護等の状況	□ 受給している		□ 受給していない		

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第６条の規定により次のとおり決定します。
□ サービスの利用を認める　（利用料　□ 無料　□ 有料　※月額１，５００円）
□ サービスの利用を認めない（理由：　　）

申請書受理年月日	年　月　日	受理番号	第　－　号		
起　案	年　月　日	課　長	課長補佐・係長	係　員	
決　定	年　月　日				

第１号様式（第５条関係）　　（委託事業者用）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用申請書

（宛先）　京　都　市　長			年　月　日	
申請者の住所 〒　－			フリガナ	
			申請者の氏名	（対象高齢者との関係　　）
緊急連絡先	電　話		携帯電話	
	ＦＡＸ		勤務先等電話	

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第５条第１項の規定により，下記のとおり申請します。				
対象高齢者の状況	フリガナ		生年月日	年　月　日
	氏　名			
	住　所	□ 申請者と同じ 〒　－		

端末機種	□ ＧＰＳ（**問い合わせ検索型**）　□ ＧＰＳ（**自己検索型**）　□ 試験希望					
探索登録者	フリガナ		電　話		携帯電話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　　）	ＦＡＸ		勤務先等電話	
	フリガナ		電　話		携帯電話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　　）	ＦＡＸ		勤務先等電話	
	フリガナ		電　話		携帯電話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　　）	ＦＡＸ		勤務先等電話	

端末機等納品年月日	端末機番号	端末機等受領印
年　月　日		

日常生活賠償保険の付帯を希望されない場合は，右の□に✔を記入してください。 → □

□ サービスの利用を認める　（利用料　□ 無料　　□ 有料　）

第１号様式（第５条関係）　　（申請者控え）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用申請書

（宛先）　京　都　市　長		年　月　日	
申請者の住所 〒　－		フリガナ	
		申請者の氏名	（対象高齢者との関係　　）
緊急連絡先	電　話		携帯電話
	ＦＡＸ		勤務先等電話
生活保護等の状況	□ 受給している		□ 受給していない

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第５条第１項の規定により，下記のとおり申請します。

対象高齢者の状況	フリガナ		生年月日	年　月　日
	氏　名		介護保険被保険者証番号	
	住　所	□ 申請者と同じ 〒　－		
	行方不明の状況	①行方不明になったことが実際に ②外出すると戻れない恐れが ③一人で出たがることが	□ ある　□ ときどきある　□ ない □ ある　□ ときどきある　□ ない □ ある　□ ときどきある　□ ない	
端末機種		□ ＧＰＳ（**問い合わせ検索型**）　□ ＧＰＳ（**自己検索型**）　□ 試験希望		

探索登録者	フリガナ		電　話		携帯電話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　　）	ＦＡＸ		勤務先等電話	
	フリガナ		電　話		携帯電話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　　）	ＦＡＸ		勤務先等電話	
	フリガナ		電　話		携帯電話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　　）	ＦＡＸ		勤務先等電話	

注１　該当する□にレ印を記入してください。
　２　この申請書には，本市が発行した対象高齢者の介護保険被保険者証の写しを添付してください。

【申請者同意欄】

□　京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業を利用するに当たり，対象高齢者に係る介護保険調査票等の状況，また，申請者(利用者)に係る生活保護法の規定による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付の受給状況を調査されること及び別添の同意書(第２号様式(第５条関係))に記載の事項に同意します。

【対象高齢者同意欄】

□　私は，心身の状況，置かれている環境に応じた適切な介護，福祉サービスの提供を受けるため，対象高齢者に係る京都市が実施する高齢者保健福祉サービスの受給情報及び家族等が申請人となる高齢者保健福祉サービスの利用に関する情報について，京都市から居住地域を担当する「地域包括支援センター」(京都市が高齢者を総合的に支援するために事業運営を委託している介護保険法上の公的な機関)へ提供することに同意します。

※本サービスには，日常生活賠償保険が付帯されております。
日常生活賠償保険の付帯を希望されない場合は，右の□に✔を記入してください。　→　□

【利用料金等について】
(1)「利用者（申請者）」が生活保護を受けていない場合　：　１，５００円／月
(2)「利用者（申請者）」が生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている場合　：　無　料
(3)専用端末機を紛失あるいは破損された場合　：　実費相当額（上限７，８５６円）

第２号様式（第５条関係）

同意書

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業を利用するに当たり，下記の事項に同意します。

記

１　サービスの利用期間は，本市が端末機等を納品した日から利用の取消しを行った日までとすること。

２　サービスの実施地域は，本市の委託事業者が利用する位置情報システムの電波網の範囲とすること。ただし，専用端末機が電波網の範囲外にあるとき，専用端末機の電池が切れているとき専用端末機が故障している，あるいは電源が切られているときは位置探索が行えないこと。
　また，サービスの実施地域内であっても端末機の電波が微弱であったり，端末機の電波を遮断するような建造物内の場合等は，位置探索が行えない場合や位置情報に誤差が生じることがあること。

３　天災等の不可抗力や位置特定システムの機能点検により委託事業者の業務や通信網が中断し，位置探索が行えない場合があること。

４　サービスの提供に当たり，利用者，対象高齢者及び探索登録者の連絡先等の情報を，本市が委託する事業者に情報提供のうえ登録すること。また，委託事業者が日常生活賠償保険契約を締結する保険会社に対し，利用者及び対象高齢者の情報を提供すること（日常生活賠償保険の付帯を希望しない場合を除く）。

５　利用者は，サービスの利用に当たり，毎月の利用料金を支払期日までに支払うこと。（生活保護等受給者を除く）

６　利用料金は，本市が利用料金の減免のため全部または一部の費用を負担することにより設定されたものであること。

７　サービスの利用に当たり，次の項目に該当するときは，速やかに届出を行うものとすること。
(1) 利用者，対象高齢者又は探索登録者の氏名,住所,電話番号等に変更を生じたとき。
(2) 端末機の種類を変更するとき。
(3) 利用者の生活保護等の有無に変更が生じたとき。
(4) サービスの利用を終了しようとするとき。
(5) 対象高齢者が医療機関，介護保険施設等に入院又は入所し，居宅において日常生活を営むことが困難になったとき。
(6) 対象高齢者が京都市外に転出したとき。
(7) 対象高齢者が死亡したとき。

８　上記７の(4)から(7)のいずれかに係る届出があった場合，あるいは次の項目のいずれかに該当した場合，サービスの利用の取消が行われること。
(1) 利用者がこの要綱の規定に違反したとき。
(2) 利用者が偽りその他不正の手段によりサービスの提供を受けたとき。
(3) 利用者が正当な理由なく第９条第１項に規定する利用料金を支払わなかったとき。
(4) その他サービスの提供を行うことが不適当であると市長が認めた場合。

９　サービスの利用を終了する又は取り消されたときは，速やかに端末機等を返還すること。

10　端末機等の維持管理は，善良な管理者として責任をもって行い，端末機等を利用目的以外に使用し，転貸し，改良し，又は担保に供しないこと。

11　端末機等の全部又は一部破損し，又は紛失したときは，速やかに所轄課に報告し，本市の指示に従うこと。この場合実費相当額（申請書控え参照）を負担する場合があること。

12　偽りその他不正の手段で，もしくは対象高齢者が上記７の（3）（5）（6）(7)に該当する状況となったにもかかわらず，届出がないままサービスの提供を受け，そのサービス提供期間に対する本市が利用料金の減免のため全部または一部負担する費用が生じた場合には，それに相当する額の全部または一部の負担を求める場合があること。

第２号様式（第５条関係）　　（委託事業者用）

同意書

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業を利用するに当たり，下記の事項に同意します。

記

1　サービスの利用期間は，本市が端末機等を納品した日から利用の取消しを行った日までとすること。

2　サービスの実施地域は，本市の委託事業者が利用する位置情報システムの電波網の範囲とすること。ただし，専用端末機が電波網の範囲外にあるとき，専用端末機の電池が切れているとき専用端末機が故障している，あるいは電源が切られているときは位置探索が行えないこと。
　また，サービスの実施地域内であっても端末機の電波が微弱であったり，端末機の電波を遮断するような建造物内の場合等は，位置探索が行えない場合や位置情報に誤差が生じることがあること。

3　天災等の不可抗力や位置特定システムの機能点検により委託事業者の業務や通信網が中断し，位置探索が行えない場合があること。

4　サービスの提供に当たり，利用者，対象高齢者及び探索登録者の連絡先等の情報を，本市が委託する事業者に情報提供のうえ登録すること。また，委託事業者が日常生活賠償保険契約を締結する保険会社に対し，利用者及び対象高齢者の情報を提供すること（日常生活賠償保険の付帯を希望しない場合を除く）。

5　利用者は，サービスの利用に当たり，毎月の利用料金を支払期日までに支払うこと。（生活保護等受給者を除く）

6　利用料金は，本市が利用料金の減免のため全部または一部の費用を負担することにより設定されたものであること。

7　サービスの利用に当たり，次の項目に該当するときは，速やかに届出を行うものとすること。
(1) 利用者，対象高齢者又は探索登録者の氏名,住所,電話番号等に変更を生じたとき。
(2) 端末機の種類を変更するとき。
(3) 利用者の生活保護等の有無に変更が生じたとき。
(4) サービスの利用を終了しようとするとき。
(5) 対象高齢者が医療機関，介護保険施設等に入院又は入所し，居宅において日常生活を営むことが困難になったとき。
(6) 対象高齢者が京都市外に転出したとき。
(7) 対象高齢者が死亡したとき。

8　上記７の(4)から(7)のいずれかに係る届出があった場合，あるいは次の項目のいずれかに該当した場合，サービスの利用の取消が行われること。
(1) 利用者がこの要綱の規定に違反したとき。
(2) 利用者が偽りその他不正の手段によりサービスの提供を受けたとき。
(3) 利用者が正当な理由なく第９条第１項に規定する利用料金を支払わなかったとき。
(4) その他サービスの提供を行うことが不適当であると市長が認めた場合。

9　サービスの利用を終了する又は取り消されたときは，速やかに端末機等を返還すること。

10　端末機等の維持管理は，善良な管理者として責任をもって行い，端末機等を利用目的以外に使用し，転貸し，改良し，又は担保に供しないこと。

11　端末機等の全部又は一部破損し，又は紛失したときは，速やかに所轄課に報告し，本市の指示に従うこと。この場合実費相当額（申請書控え参照）を負担する場合があること。

12　偽りその他不正の手段で，もしくは対象高齢者が上記７の（3）（5）（6）（7)に該当する状況となったにもかかわらず，届出がないままサービスの提供を受け，そのサービス提供期間に対する本市が利用料金の減免のため全部または一部負担する費用が生じた場合には，それに相当する額の全部または一部の負担を求める場合があること。

第２号様式（第５条関係）　　（申請者控え）

同意書

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業を利用するに当たり，下記の事項に同意します。

記

1　サービスの利用期間は，本市が端末機等を納品した日から利用の取消しを行った日までとすること。

2　サービスの実施地域は，本市の委託事業者が利用する位置情報システムの電波網の範囲とすること。ただし，専用端末機が電波網の範囲外にあるとき，専用端末機の電池が切れているとき専用端末機が故障している，あるいは電源が切られているときは位置探索が行えないこと。
　また，サービスの実施地域内であっても端末機の電波が微弱であったり，端末機の電波を遮断するような建造物内の場合等は，位置探索が行えない場合や位置情報に誤差が生じることがあること。

3　天災等の不可抗力や位置特定システムの機能点検により委託事業者の業務や通信網が中断し，位置探索が行えない場合があること。

4　サービスの提供に当たり，利用者，対象高齢者及び探索登録者の連絡先等の情報を，本市が委託する事業者に情報提供のうえ登録すること。また，委託事業者が日常生活賠償保険契約を締結する保険会社に対し，利用者及び対象高齢者の情報を提供すること（日常生活賠償保険の付帯を希望しない場合を除く）。

5　利用者は，サービスの利用に当たり，毎月の利用料金を支払期日までに支払うこと。（生活保護等受給者を除く）

6　利用料金は，本市が利用料金の減免のため全部または一部の費用を負担することにより設定されたものであること。

7　サービスの利用に当たり，次の項目に該当するときは，速やかに届出を行うものとすること。
(1) 利用者，対象高齢者又は探索登録者の氏名,住所,電話番号等に変更を生じたとき。
(2) 端末機の種類を変更するとき。
(3) 利用者の生活保護等の有無に変更が生じたとき。
(4) サービスの利用を終了しようとするとき。
(5) 対象高齢者が医療機関，介護保険施設等に入院又は入所し，居宅において日常生活を営むことが困難になったとき。
(6) 対象高齢者が京都市外に転出したとき。
(7) 対象高齢者が死亡したとき。

8　上記７の(4)から(7)のいずれかに係る届出があった場合，あるいは次の項目のいずれかに該当した場合，サービスの利用の取消が行われること。
(1) 利用者がこの要綱の規定に違反したとき。
(2) 利用者が偽りその他不正の手段によりサービスの提供を受けたとき。
(3) 利用者が正当な理由なく第９条第１項に規定する利用料金を支払わなかったとき。
(4) その他サービスの提供を行うことが不適当であると市長が認めた場合。

9　サービスの利用を終了する又は取り消されたときは，速やかに端末機等を返還すること。

10　端末機等の維持管理は，善良な管理者として責任をもって行い，端末機等を利用目的以外に使用し，転貸し，改良し，又は担保に供しないこと。

11　端末機等の全部又は一部破損し，又は紛失したときは，速やかに所轄課に報告し，本市の指示に従うこと。この場合実費相当額（申請書控え参照）を負担する場合があること。

12　偽りその他不正の手段で，もしくは対象高齢者が上記７の（3）（5）（6）(7)に該当する状況となったにもかかわらず，届出がないままサービスの提供を受け，そのサービス提供期間に対する本市が利用料金の減免のため全部または一部負担する費用が生じた場合には，それに相当する額の全部または一部の負担を求める場合があること。

第３号様式（第６条関係）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用決定等通知書

様	第　　号 年　　月　　日
	京　都　市　長　印

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第６条の規定により次のとおり決定したので通知します。
□　高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用を認めます。 〔　□ ＧＰＳ（問い合わせ検索型）　□ ＧＰＳ（自己検索型）　〕 □　高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用を認めません。 （理由：

注　１　端末機等の納品は，本通知書発送日から１４日程度掛かりますので御了承ください。
　　２　利用者負担額は，端末機納品月分から必要となります。

（教示）
この決定に不服があるときは，この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に，京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし，当該期間内であっても，この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。
また，この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に，京都市を被告として，京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は，京都市長となります。）ただし，当該期間内であっても，この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは，処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第３号様式（第６条関係）

（健康長寿推進課控え）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用決定等通知書

様	第　　号 年　　月　　日
	京　　都　　市　　長

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第６条の規定により次のとおり決定したので通知します。

☐　高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用を認めます。

〔　☐ ＧＰＳ（問い合わせ検索型）　☐ ＧＰＳ（自己検索型）　〕

☐　高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用を認めません。
（理由：

注　１　端末機等の納品は，本通知書発送日から１４日程度掛かりますので御了承ください。
　　２　利用者負担額は，端末機納品月分から必要となります。

（教示）
この決定に不服があるときは，この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に，京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし，当該期間内であっても，この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。
また，この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に，京都市を被告として，京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は，京都市長となります。）ただし，当該期間内であっても，この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは，処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第４号様式（第１０条関係）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用者等異動届

（宛先）　京　都　市　長	年　月　日	
利用者の住所 〒　－	フ リ ガ ナ	
	利用者の氏名	（対象高齢者との関係　　）
	端末機番号	

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第１０条の規定により届け出ます。	
届出理由	□ 氏名，住所，電話番号等の変更（下記記入） □ 端末機種の変更 ┌ □ ＧＰＳ（問い合わせ検索型）→ＧＰＳ（自己検索型） 　　 │ □ ＧＰＳ（自己検索型）→ＧＰＳ（問い合わせ検索型） 　　 └ □ ＰＨＳ→ＧＰＳ（問い合わせ検索型　又は　自己検索型） □ 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付開始 □ 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付廃止 □ サービス利用の終了〔自己都合〕（理由：　　） □ 対象高齢者が入院又は入所となり，居宅における日常生活が困難となったため □ 対象高齢者が京都市外へ転出したため □ 対象高齢者が死亡したため
異動年月日	年　月　日

＜変更後の内容＞

利用者	住　所		□ 同 上 〒　－			
	フリガナ		電　話		携 帯 電 話	
	氏　名		Ｆ Ａ Ｘ		勤務先等電話	
対象高齢者	フリガナ		住　所			
	氏　名		〒　－			
探索登録者	フリガナ		電　話		携 帯 電 話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　）	Ｆ Ａ Ｘ		勤務先等電話	
	フリガナ		電　話		携 帯 電 話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　）	Ｆ Ａ Ｘ		勤務先等電話	
	フリガナ		電　話		携 帯 電 話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　）	Ｆ Ａ Ｘ		勤務先等電話	

注　変更箇所のみ記入してください。

＜京都市記入欄＞

上記変更内容について健康長寿企画課に送付します。				
変更届受理年月日	年　月　日	受理番号	第　－　号	
起　案	年　月　日	課　長	課長補佐・係長	係　員
決　定	年　月　日			

※利用終了の場合，専用端末機について，
□ 区・支所へ返却　又は　□ 紛失した

第４号様式（第１０条関係）　　（委託事業者控え）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用者等異動届

（宛先）　京　都　市　長	年　月　日	
利用者の住所 〒　－	フ リ ガ ナ	
	利用者の氏名	（対象高齢者との関係　　）
	端末機番号	

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第１０条の規定により届け出ます。	
届出理由	□ 氏名，住所，電話番号等の変更（下記記入） □ 端末機種の変更 □ ＧＰＳ（問い合わせ検索型）→ＧＰＳ（自己検索型） □ ＧＰＳ（自己検索型）→ＧＰＳ（問い合わせ検索型） □ ＰＨＳ→ＧＰＳ（問い合わせ検索型　又は　自己検索型） □ 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付開始 □ 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付廃止 □ サービス利用の終了〔自己都合〕（理由：　　） □ 対象高齢者が入院又は入所となり，居宅における日常生活が困難となったため □ 対象高齢者が京都市外へ転出したため □ 対象高齢者が死亡したため
異動年月日	年　月　日

＜変更後の内容＞

利用者	住　所		□ 同　上 〒　－			
	フリガナ		電　話		携 帯 電 話	
	氏　名		Ｆ　Ａ　Ｘ		勤務先等電話	
対象高齢者	フリガナ		住　所			
	氏　名		〒　－			
探索登録者	フリガナ		電　話		携 帯 電 話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　）	Ｆ　Ａ　Ｘ		勤務先等電話	
	フリガナ		電　話		携 帯 電 話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　）	Ｆ　Ａ　Ｘ		勤務先等電話	
	フリガナ		電　話		携 帯 電 話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　）	Ｆ　Ａ　Ｘ		勤務先等電話	

注　変更箇所のみ記入してください。

※利用終了の場合，専用端末機について，
□ 区・支所へ返却　又は　□ 紛失した

第４号様式（第１０条関係）　　（利用者控え）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用者等異動届

（宛先）　京　都　市　長	年　月　日	
利用者の住所 〒　－	フ リ ガ ナ	
	利用者の氏名	（対象高齢者との関係　　）
	端末機番号	

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第１０条の規定により届け出ます。	
届出理由	□ 氏名，住所，電話番号等の変更（下記記入） □ 端末機種の変更 ┌ □ ＧＰＳ（問い合わせ検索型）→ＧＰＳ（自己検索型） 　　 │ □ ＧＰＳ（自己検索型）→ＧＰＳ（問い合わせ検索型） 　　 └ □ ＰＨＳ→ＧＰＳ（問い合わせ検索型　又は　自己検索型） □ 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付開始 □ 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付廃止 □ サービス利用の終了〔自己都合〕（理由：　　） □ 対象高齢者が入院又は入所となり，居宅における日常生活が困難となったため □ 対象高齢者が京都市外へ転出したため □ 対象高齢者が死亡したため
異動年月日	年　月　日

＜変更後の内容＞

利用者	住　所		□ 同 上 〒　－			
	フリガナ		電　話		携 帯 電 話	
	氏　名		Ｆ Ａ Ｘ		勤務先等電話	
対象高齢者	フリガナ		住　所			
	氏　名		〒　－			
探索登録者	フリガナ		電　話		携 帯 電 話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　）	Ｆ Ａ Ｘ		勤務先等電話	
	フリガナ		電　話		携 帯 電 話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　）	Ｆ Ａ Ｘ		勤務先等電話	
	フリガナ		電　話		携 帯 電 話	
	氏　名	（対象高齢者との関係　）	Ｆ Ａ Ｘ		勤務先等電話	

注　変更箇所のみ記入してください。

第５号様式（第１１条関係）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用取消通知書

様	第　　号 年　　月　　日
	京　　都　　市　　長

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第１１条第１項の規定により以下のとおりサービスの利用を取り消しましたので通知します。		
取消年月日	年　　月　　日	
端末機番号		

＜取消理由＞

□　サービス利用終了〔自己都合〕のため

□　対象高齢者が医療機関，介護保険施設等に入院し，又は入所し，居宅において日常生活を営むことが困難となったため

□　対象高齢者が京都市外に転出されたため

□　対象高齢者が死亡されたため

□　利用者が本要綱の規定に違反したため

□　利用者が偽りその他不正の手段によりサービスの提供を受けたため

□　利用者が正当な理由なく利用料金を支払わなかったため

□　その他サービスの提供することが不適当であると認められるため
（理由：

注１　偽りその他不正の手段で，もしくはサービス利用対象外に該当する状況となったにもかかわらず，届出がないままサービスの提供を受けた場合は，本市が利用料金の減免のため，全部または一部負担した金額の全部又は一部を返還していただくことがあります。
２　利用者負担額は，利用取消年月日の前月分まで必要となります。
３　利用を取り消された方は，速やかに端末機等を申請先の窓口に返還してください。

＜京都市記入欄＞

上記理由により，京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業の利用を取消すことを決定します。			第　　－　　号	
起　　案	年　　月　　日	課　　長	課長補佐･係長	係　　員
決　　定	年　　月　　日			

（教示）
この決定に不服があるときは，この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に，京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし，当該期間内であっても，この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。
また，この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に，京都市を被告として，京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は，京都市長となります。）ただし，当該期間内であっても，この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは，処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第５号様式（第１１条関係）　　（委託事業者用）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用取消通知書

様	第　　号 年　　月　　日
	京　都　市　長

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第１１条第１項の規定により以下のとおりサービスの利用を取り消しましたので通知します。		
取消年月日	年　　月　　日	
端末機番号		

＜取消理由＞

- □　サービス利用終了〔自己都合〕のため
- □　対象高齢者が医療機関，介護保険施設等に入院し，又は入所し，居宅において日常生活を営むことが困難となったため
- □　対象高齢者が京都市外に転出されたため
- □　対象高齢者が死亡されたため
- □　利用者が本要綱の規定に違反したため
- □　利用者が偽りその他不正の手段によりサービスの提供を受けたため
- □　利用者が正当な理由なく利用料金を支払わなかったため
- □　その他サービスの提供することが不適当であると認められるため
  （理由：

第５号様式（第１１条関係）　　（利用者用）

高齢者あんしんお出かけサービス事業利用取消通知書

様	第　　号 年　　月　　日
	京　都　市　長　　印

京都市高齢者あんしんお出かけサービス事業実施要綱第１１条第１項の規定により以下のとおりサービスの利用を取り消しましたので通知します。

取消年月日	年　　月　　日	
端末機番号		

＜取消理由＞

□　サービス利用終了〔自己都合〕のため

□　対象高齢者が医療機関，介護保険施設等に入院し，又は入所し，居宅において日常生活を営むことが困難となったため

□　対象高齢者が京都市外に転出されたため

□　対象高齢者が死亡されたため

□　利用者が本要綱の規定に違反したため

□　利用者が偽りその他不正の手段によりサービスの提供を受けたため

□　利用者が正当な理由なく利用料金を支払わなかったため

□　その他サービスの提供することが不適当であると認められるため
（理由：

注　１　偽りその他不正の手段で，もしくはサービス利用対象外に該当する状況となったにもかかわらず，届出がないままサービスの提供を受けた場合は，本市が利用料金の減免のため，全部または一部負担した金額の全部又は一部を返還していただくことがあります。

２　利用者負担額は，利用取消年月日の前月分まで必要となります。

（教示）

この決定に不服があるときは，この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に，京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし，当該期間内であっても，この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。

また，この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に，京都市を被告として，京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は，京都市長となります。）ただし，当該期間内であっても，この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は，当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは，処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。